

# 事業者連携企画創出事業支援要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー（以下「財団」という。）が事業者連携企画創出事業に支援を行うことにより、横浜の観光 MICE 推進のために賛助会員同士が連携して取り組む事業に財団も協働で推進することを目的とする。

2 事業者連携企画創出事業への支援については、横浜市「公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー」補助金交付要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (支援の内容)

第2条 事業者連携企画創出事業に対する支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 財団による広報等支援
- (2) 財団の賛助会員による事業参加の促進
- (3) 助成金の交付

## (助成金の交付制限)

第3条 前条に規定する助成金の交付は、1事業につき当該事業総経費の3分の2以内、かつ200万円以下とする。

2 横浜市から他補助金等の交付決定を受けている事業については、前条の規定による助成金の交付は行わないものとする。

## (支援対象事業)

第4条 支援の対象は、次の各号に定める基準を満たした事業とする。

- (1) 事業実施期間に関する基準
  - ア 当該年度内に事業報告及び収支決算報告を行うことができる事業であること
- (2) 事業実施効果に関する基準（次のいずれかに該当する事業であること）
  - ア 横浜の観光資源・魅力を活かした国内外からの誘客・プロモーション事業
  - イ 国内外からの来訪者の受入環境を改善する事業、または来訪者の滞在を支援する事業
  - ウ 国際 MICE 都市としての横浜の認知度向上を目的とした MICE 誘致・プロモーション事業
- (3) 非該当事項に関する基準（次の各号の全てを満たす事業であること）
  - ア 国または地方公共団体が主催する事業ではないこと
  - イ 宗教及び政治的活動を目的とする事業ではないこと
  - ウ 公序良俗に反する事業ではないこと

## (支援対象者)

第5条 支援の対象者は、次の各号に定める基準を満たした事業者とする。

- (1) 当財団の賛助会員に加入していること
- (2) 実施主体が複数の賛助会員で構成される組織体であり、組織の代表事業者が原則として設立後3年以上を経過している法人及び団体であること

## (事業申請)

第6条 支援を受けようとする事業者は、次に定める書類を理事長が定める期日までに、指定された方法によ

り提出しなければならない。

- (1) 事業者連携企画創出事業 申請書（第1号様式）
- (2) 事業者連携企画創出事業 企画書（第2号様式）
- (3) 事業者連携企画創出事業 事業収支予算書（第3号様式）
- (4) 企画書を補完する書類
- (5) その他、理事長が必要と認める書類

2 事業者は、申請を行った後に、当該事業が第4条の各号に定める基準を満たすことができなくなった等、事情の変更が生じた場合には速やかに財団に連絡し、その指示に従わなければならない。

#### （支援の決定）

第7条 理事長は、申請があった事業について、支援対象としての適格性の審査を行うために、「事業者連携企画創出事業審査会」（以下「審査会」という。）を設置し、支援の可否を決定するものとする。

2 前項に規定する審査会の運営及び審査基準等に関し必要な事項は別に定める。

#### （支援内容決定の通知）

第8条 理事長は、審査会の審査結果報告を受けた後、速やかに「事業者連携企画創出事業 支援内容決定通知書」（第4号様式）により、事業者（以下「申請事業者」という。）に審査結果を通知するものとする。

2 理事長は、前項に規定する決定通知にあたっては、事業支援の停止条件その他必要な事項を付して行うものとする。

#### （支援決定の取消し等）

第9条 理事長は、前条に定める決定通知を行った後に、当該事業について次の事情が生じた場合は、当該決定の全部若しくは一部の取消し又は当該決定を変更することができるものとする。

- (1) 第4条の各号に定める基準を満たさなくなったなどの事情の変更が生じた場合
- (2) この要綱に定める事項に違反したことが判明した場合
- (3) 申請事項等に虚偽の記載があったことが判明した場合
- (4) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条2号に規定する暴力団、同条第3号に定める暴力団員、同条第4号に定める暴力団員等、同条第5号に定める暴力団経営支配法人等又は条例第7条にいう暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき
- (6) 第8条に規定する支援内容決定の通知を受けた申請事業者から支援を辞退する旨の申し出があった場合

2 前項に規定する支援決定の取消し等については、審査会での協議に基づき行うものとする。

#### （事業報告書等の提出）

第10条 申請事業者は、事業が完了した日から起算して30日以内に、次に定める書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業者連携企画創出事業 報告書（第5号様式）
- (2) 事業成果物
- (3) 事業者連携企画創出事業 事業収支決算書（第6号様式）
- (4) その他、理事長が必要と認める書類

(助成金交付額の決定と通知)

第11条 理事長は前条の規定による事業報告書を受けたときは、実績報告などを精査した上で助成金交付額を決定するものとする。

2 理事長は前項の決定に基づき「事業者連携企画創出事業 助成金交付決定通知書」(第7号様式)により、申請事業者に速やかに助成金決定額を通知するものとする。

(助成金交付請求書の提出)

第12条 申請事業者は、前条の規定による助成金交付決定通知書を受けた後、「事業者連携企画創出事業 助成金交付請求書」(第8号様式)を理事長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第13条 理事長は前条の規定による助成金交付請求書を受けたときは、30日以内に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第14条 理事長は、当該事業について、前条に定める交付を行った後に次の事情が生じた場合には、当該交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に助成金を交付した場合はその全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) この要綱に定める事項に違反したことが判明した場合
- (2) 申請事項等に虚偽の記載があったことが判明した場合
- (3) 申請事業者から助成金の交付を辞退する旨の申し出があった場合

2 前項に規定する助成金の返還については、審査会での協議に基づき行うものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は理事長が定める。

附則

(施行期日)

この規則は、制定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(施行期日)

この規則は、制定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(施行期日)

この規則は、制定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(施行期日)

この規則は、制定の日から施行し、平成30年3月1日から適用する。

(施行期日)

この規則は、制定の日から施行し、令和元年6月1日から適用する。

## 事業者連携企画創出事業 申請書

令和 年 月 日

公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー  
理事長 布留川 信行 様

（申請者）

所在地 〒

団体名

代表者名

印

（担当者）

事業社名

部署名

担当者名

電話番号

FAX 番号

E-mail:

関係書類を添えて、事業者連携企画創出事業の申請をします。

### 1 募集事業名

※「横浜ならではの受入環境整備事業」または「横浜ならではの資源を活用した市内回遊促進事業」どちらか、応募する事業名を記載してください。

### 2 事業名

### 3 事業者名／構成団体

### 4 添付書類

- (1) 事業者連携企画創出事業 企画書(第2号様式)
- (2) 事業者連携企画創出事業 事業収支予算書 (第3号様式)
- (3) 企画書を補完する書類
- (4) その他

## 事業者連携企画創出事業 企画書

公益財団法人 横浜観光コンベンション・ビューロー

項 目	記入欄		
1 事業名			
2 事業者名/ 構成団体			
3 申請者(代表者) 及び担当者	申請者(代表者): 担当者:		
4 実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
5 事業企画 (趣旨・目的)			
6 事業内容			
7 実施スケジュール			
8 数値目標  ※集客人数や事業効果 (達成比率)、広告価値換算 など具体的な数値目標を 記入してください。	<p>&lt;対象事業&gt; <input type="checkbox"/>に✓を入れてください。  <input type="checkbox"/>外国船社クルーズ船受入環境整備(※) <input type="checkbox"/>外国船社クルーズ船市内回遊促進(※)                      (※)実施対象となる客船も数値目標に記載してください。                      &lt;具体的な数値目標&gt;</p>		
9 総事業費	¥ * 事業収支予算書の収入額(=支出額)より転記。	10 希望する 助成金額	¥
11 希望する 支援項目 (希望する項目 全てをチェック して下さい)	<input type="checkbox"/> 会員による事業の参加 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/>当財団による広報支援</span> <input type="checkbox"/> 横浜の観光情報(観光施設・宿泊施設・イベント等)の提供 (具体的に ) <input type="checkbox"/> 横浜の観光写真等の素材提供 (具体的に ) <input type="checkbox"/> その他(具体的に )		
12 備考  ※実施事業についての補 足事項があれば記入し てください。			

## 事業者連携企画創出事業 事業収支予算書

事業者名

### 収入の部

項目	金額(円)	内訳
合計		

### 支出の部

項目	金額(円)	内訳
合計		

※収入と支出の合計額が同一になるようにしてください。

## 事業者連携企画創出事業 支援内容決定通知書

様

公益財団法人 横浜観光コンベンション・ビューロー  
理事長 布留川 信行 ㊟

事業者連携企画創出事業支援要綱第8条に基づき申請事業の支援内容を通知します。

1 支援の可否

2 事業名

3 事業者名

4 支援の内容

5 助成金交付予定額

6 助成金交付条件

## 事業者連携企画創出事業 報告書

公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー  
理事長 布留川 信行 様

所在地 〒

団体名

代表者名

印

（担当者）

事業社名

部署名

担当者名

TEL

FAX

E-mail:

令和 年度 事業者連携企画創出事業へ申請した事業が完了したので、添付のとおり報告します。

### 添付書類

- 1 事業報告書
- 2 事業実績表
- 3 事業者連携企画創出事業 事業収支決算書（第6号様式）
- 4 事業成果物
- 5 申請者（実行委員会形式の場合は幹事企業）の直近の決算報告書



## 事業者連携企画創出事業 助成金交付決定通知書

様

〒231-0023  
横浜市中区山下町2 産業貿易センター1F  
公益財団法人 横浜観光コンベンション・ビューロー  
理事長 布留川 信行 ㊞

事業者連携企画創出事業支援要綱第11条に基づき、次の通り決定しましたので通知します。

1 事業名

2 事業者名

3 助成金額

¥ \_\_\_\_\_

（備考）

「事業者連携企画創出事業 助成金交付請求書」受領後30日以内に交付します。

## 事業者連携企画創出事業 助成金交付請求書

令和 年 月 日

(請求先)

公益財団法人 横浜観光コンベンション・ビューロー  
理事長 布留川 信行 様

(申請者)

所在地 〒

事業者名

代表者名

印

事業者連携企画創出事業支援要綱第12条に基づき、助成金交付の請求をします。

1 事業名

2 助成請求額

¥ \_\_\_\_\_

(振込先) 金融機関名

支店名

預金種目 (①普通、②当座)

口座番号

口座名義